

加工食品販売に伴う保健所への申請手続きについて

アースガーデンにおける出店にて飲食物を取り扱う場合には、保健所への申請が必要です。
下記記載内容を熟読の上、販売内容書をご記入いただき、ご提出いただけますようお願いいたします。

販売可能な食品について

販売する加工食品は、許可施設で製造・加工された食品に限ります。また、食品衛生法 19 条の規定に基づき、適正な表示がされている食品に限ります。

- ・野菜、果物、乾物類
- ・菓子（生菓子を除く）
- ・缶詰・瓶詰め食品、その他包装された加工食品

※以下の商品は販売できません。

- ・法令等により保存基準が定められていない商品。
- ・野菜・果物以外は、容器・包装されたものに限ります。
- ・生もの、牛乳、肉類、その場で調理を必要とする商品。

注意事項

食品を取り扱うにあたり、下記項目を厳守してください。

- ・その場での調理を必要とするものは食品衛生法の販売許可が必要なため取り扱いできません。
- ・全ての販売は、ブース内で行ってください。
- ・食品及び容器、包装等を衛生的に保管できる格納設備を設け、塵埃等に汚染されないように保管してください。
- ・販売物には下記のラベル表示をしてください。
 - *品名
 - *製造者の住所
 - *製造者の社名
 - *製造者の氏名
 - *消費期限（日付明記のこと）
 - *注意事項（例：開封後はお早めにお召し上がり下さい）
 - *その他、管轄する保健所が必要と認めた事項
- ・試飲、試食はできません。
- ・ご申請いただきました商品でも今後保健所との調整の中で、変更・調整いただく場合があります。予めご了承下さい。

提出期限

提出期限：2015/12/25(金)

但し二次応募はお申込み同日まで

※必ず切り厳守下さい

提出先：FAX 03-5468-3285

MAIL market@earth-garden.jp

earth garden



お問い合わせ：アースガーデン マーケット担当

mail: market@earth-garden.jp

TEL: 03-5468-3282

